

契 約 書

長野県立美術館 館長 笠原美智子（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、「2026年度長野県立美術館移動展in伊那文 作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務仕様書」（以下「輸送等の業務」という）に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らすてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（輸送等の業務）

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 「2026年度長野県立美術館移動展in伊那文作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務」

(2) 業務の内容 美術作品の梱包・輸送・展示・撤去業務

（履行期間）

第3条 業務の履行期間は、契約日から令和8年11月25日（水）までとする。

（請負料）

第4条 請負代金は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（業務の処理方法等）

第6条 受注者は、別添の業務仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受注者は、業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を発注者に届出なければならない。

4 受注者は、発注者から請求があったときは、業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受注者は、業務完了後10日以内に業務完了報告書（成果品）を発注者に提出しなければならない。

（請負料の支払）

第8条 発注者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請負料を支払うものとする。

2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者が行う契約義務（輸送等の業務）に関して、契約の内容と適合しない事項（以下「契約不適合事項」という。）があり、又は善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、発注者は受注者に対して直ちに完全な履行を請求することができる。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、請負料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規

定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 受注者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第14条の3 発注者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
（債務不履行の損害賠償）

第15条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、請負料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに請負料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第9条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第16条 受注者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者	住 所	長野県長野市箱清水1-4-4	
		長野県立美術館	
	職・氏名	館長 笠原 美智子	印

受注者	住 所	〇〇〇〇	
	法 人 名	〇〇〇〇	
	代表者職・氏名	〇〇〇〇長	〇〇〇〇 印